

一般廃棄物収集運搬業等許可証

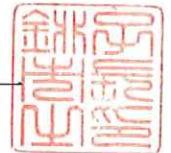
COPY

東京都江戸川区松江4丁目24番10号
株式会社 春江
代表取締役 板橋 正幸

平成27年10月21日付で申請があった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成27年12月18日

銚子市長 越川 信



1. 許 可 番 号 第A01121802号
2. 許 可 期 間 平成27年12月18日から
平成29年12月17日まで
3. 取扱廃棄物の種類 ごみ（食品残渣）
4. 業 務 内 容 収集、運搬
5. 許 可 条 件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の廃棄物関係法令等を遵守すること。
 - (2) 収集廃棄物を、指定する場所以外の場所で処分してはならない。
 - (3) 業務（し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬業務を除く。）に使用する車両の車体両側面に、許可を受けた者の氏名又は商号（法人にあっては法人名）及び「銚子市一般廃棄物処理業許可車」と表示すること。
 - (4) 市長が必要な事項について資料の提出等を求めたときは、速やかにこれに応じること。
 - (5) この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - (6) 許可期間が終了したときは、直ちにこの許可証を返還すること。
 - (7) その他一般廃棄物の処理に関しては、すべて市長の指示するところによること。